

## 第4回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和元年9月4日提出

### I 件数 45件

【内訳】議案41件（条例7件、決算関係15件、補正予算関係8件、その他11件）  
報告4件（平成30年度一般会計継続費精算の報告等）

### II 議案の要旨

#### ≪条例関係≫

<b>議案第91号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について</b>
---------------------------------------

#### 【趣旨】

地方税法等の改正に伴い、市民税の非課税措置の規定を改正するほか、必要な改正を行うもの。

#### 【主な内容】

##### 1 市民税関係

- (1) 単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者）を非課税措置の対象に追加（第24条関係） 【令和3年1月1日施行】
- (2) 単身児童扶養者を扶養親族申告書記載事項に追加（第36条の3の2、第36条の3の3関係） 【令和2年1月1日施行】

##### 2 軽自動車税関係

- (1) 一定の自家用の3輪以上の軽自動車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得したときに限り、軽自動車税の環境性能割を非課税とする。（附則第15条の2関係） 【令和元年10月1日施行】
- (2) 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する軽自動車税の環境性能割の税率について、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までに行われたときに限り、1%軽減する。（附則第15条の6関係） 【令和元年10月1日施行】
- (3) 軽自動車税のグリーン化特例について、
  - ①重課の規定を整備し、令和2年度分及び3年度分の軽課を新設（附則第16条関係） 【令和元年10月1日施行】
  - ②令和4年度分及び5年度分の軽課の対象を電気自動車等に限った上で新設（附則第16条関係） 【令和3年4月1日施行】

<b>議案第 9 2 号</b>	<b>南相馬市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 制定について</b>
------------------	---

**【趣旨】**

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されるため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】****1 改正概要**

一部改正令により住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能になることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするもの。

その他「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改めるなどの用語の整理を行うもの。

**2 施行日 令和元年 1 1 月 5 日**

<b>議案第 9 3 号</b>	<b>南相馬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 制定について</b>
------------------	---

**【趣旨】**

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】****1 改正概要****(1) 引用法令の改正 (第 1 5 条第 3 項、附則第 4 項関係)**

災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除、償還免除の特例関係の法令の条項が移動したことに伴う改正

**(2) 合議制機関の設置規定の追加 (第 1 6 条関係)**

法改正に伴い規定を追加するもの

**2 法の一部改正関係**

- ・ 施行令に規定されていた支払猶予を法に規定した。(法第 1 3 条関係)
- ・ 新たに破産又は再生手続き開始の決定等を受けたときについても、償還未済額の全部又は一部を免除することができるものとした。(法第 1 4 条関係)
- ・ 支払猶予や償還免除の判断に当たり、借受人及び保証人から収入又は資産状況を把握できるよう報告を求め、又は官公署に必要な資料の閲覧や提供を求めることができるものとした。(法第 1 6 条関係)
- ・ 市町村ごとに審議会その他の合議制機関を置くように努めるものとした。(法第 1 8 条関係)

**3 施行日 公布の日**

## 【趣旨】

子ども・子育て支援法の一部改正において、子育てのための施設等利用給付が創設されたことなどに伴い関係条例を整理するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 概要

## (1) 子ども・子育て支援法の一部改正関係

子ども・子育て支援法の一部改正において、子育てのための施設等利用給付が創設された。

## ア 施設等利用給付対象施設等

子育てのための施設等利用給付の対象施設等は、子どものための教育・保育給付の対象外の幼稚園、認可外保育施設等で、市町村が確認する施設。

## イ 施設等利用費の支給

市町村が認定した3歳から5歳までの子ども又は0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもが、施設等利用給付対象施設等を利用した際に要した費用を、子どもの保護者に対し支給する。

## ウ 施設等利用費の負担

施設等利用費の支給に要した費用は、市町村が支弁し、国はその2分の1、県はその4分の1、市町村はその4分の1を負担する。

なお、令和元年度の県・市町村負担相当分については国が負担する。

## 子ども・子育て支援法の給付の種類

改正後	改正前
子どものための現金給付（児童手当）	子どものための現金給付（児童手当）
子どものための教育・保育給付	子どものための教育・保育給付
<u>子育てのための施設等利用給付</u>	

## (2) 子ども・子育て支援法施行令の一部改正

子ども・子育て支援法施行令の一部改正において、教育・保育給付認定子どものうち、次の者の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額の上限額が0円とされた。

- ・満3歳以上に係る教育・保育給付認定保護者
- ・満3歳未満保育認定子どもに係る住民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者

国の幼児教育・保育無償化の内容

対象施設 サービス	対象児童	無償化等 の内容	負担割合		
			国	県	市
保育園 幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳から5歳までの子</li> <li>・ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの保育の必要性のある子</li> </ul>	利用料無償	私立 1/2  公立 —	私立 1/4  公立 —	私立 1/4  公立 10/10
幼稚園（未移行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳から5歳までの子</li> </ul>	月額 2.57 万円 上限に無償	1/2	1/4	1/4
預かり保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の必要性のある3歳から5歳までの子</li> </ul>	月額 1.13 万円 上限に無償	1/2	1/4	1/4
認可外保育施設 一時預かり事業 ファミリーサポート事業	認可保育所や認定こども園を利用できないもので、保育の必要性のある子で <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳から5歳までの子</li> <li>・ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子</li> </ul>	月額 3.7 万円 上限に無償 （0歳～2歳は 月額 4.2 万円上 限に無償）	1/2	1/4	1/4

※今年度は全て国が負担

(3) 関係条例改正関係

①南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正（第1条関係）

【改正概要】

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、1号認定、2号認定及び3号認定の非課税世帯の利用者負担額を0円とするもの。

区分	利用施設	利用者負担額
1号認定 (3歳以上・教育認定)	幼稚園 認定こども園	0円
2号認定 (3歳以上・保育認定)	保育園 認定こども園	0円
3号認定 (3歳未満・保育認定)	保育園 認定こども園 地域型保育	住民税非課税世帯 0円

②南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条及び第3条関係）

【改正概要】

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、所要の改正をするもの。

【主な改正内容】

○第2条関係

- ・特定地域型保育事業者に対して連携協力を行う施設の緩和

特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設（認定こども園、保育園等）より小規模であることを踏まえ、①集団保育の提供などの保育支援、②職員が病気の場合等の代替保育の提供、③卒園後の受け皿の確保という連携を連携施設（幼稚園、認定こども園、保育園）から確保しなければならない。今回の改正では、この連携施設に小規模保育事業所A型事業所等を追加するもの。

- ・連携施設の確保義務の猶予期間の延長

連携施設を確保しないことができる経過措置期間を5年（令和2年3月31日まで）から10年（令和7年3月31日）に延長するもの。

### ○第3条関係

・子ども・子育て支援法の一部改正において、子育てのための施設等利用給付の創設に伴い、給付区分を明確にするため、文言整理をするもの。

#### 主な文言改正

改正後	改正前
教育・保育給付認定子ども	支給認定子ども
教育・保育給付認定保護者	支給認定保護者

・食事の提供に要する費用の利用者負担として、1号認定（幼稚園等）・2号認定（保育園等（3～5歳））の支払いを受けることができる。ただし、生活保護世帯・住民税非課税世帯や第3子は除く。

### ③南相馬市子どものための教育・保育給付の支給認定基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

#### 【改正概要】

子ども・子育て支援法の一部改正において、子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴い、施設等利用給付の認定基準を定めるため必要な改正を行うもの。

#### 【主な改正内容】

子育てのための施設等利用給付を受ける場合は、子どものための教育・保育給付の認定と同様に、保育の必要性を認定する必要がある。

子育てのための施設等利用給付の認定基準を、子どものための教育・保育給付の認定基準と同一とするため、改正するもの。

### ④南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（第5条関係・第6条関係）

#### 【改正概要】

子ども・子育て支援法の一部改正において、子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴い、施設等利用給付の支給のために必要な児童の保護者の地方税等の情報を利用するため及び私立幼稚園就園奨励費補助金が廃止されることから、必要な改正を行うもの。

### ⑤南相馬市立幼稚園預かり保育条例の一部改正（第7条関係）

#### 【改正概要】

子ども・子育て支援法の一部改正において、子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴い、施設等利用給付認定を受けた者に係る公立幼稚園の預かり保育の保育料を無料とするため、必要な改正を行うもの。

## 2 施行期日 令和元年10月1日

(第2条及び第5条の規定は公布の日、第6条の規定は令和2年4月1日)

### 議案第95号 南相馬市認定こども園条例制定について

#### 【趣旨】

南相馬市認定こども園の設置に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 制定概要

定める項目	条項	内 容
名称・位置	第2条	名称：市立おだか認定こども園 位置：小高区関場二丁目21番地
事業	第3条	認定こども園で行う事業 ・子どもに対する教育及び保育 ・延長保育事業 ・預かり保育事業 ・子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業
委任	第4条	・認定こども園の管理及び運営に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、市長が別に定める。
関係条例改正	附則	・おだか認定こども園開園に併せて、おだか保育園及び小高幼稚園を廃止するため、「南相馬市保育所条例」及び「南相馬市幼稚園条例」の一部を改正する。 ・認定こども園の文言を加えるため、「南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例」及び「南相馬市立幼稚園預かり保育条例」の一部を改正する。

## 2 施行日 令和2年4月1日

ただし、認定こども園の入園に係る募集等必要な準備行為は、施行前においても、行うことができる。

## 議案第96号 南相馬市工業用水道事業条例の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

再生水利用下水道事業の廃止に伴い、工業用水のうち再生水に係る規定を削除するため、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正概要

工業用水のうち再生水については、ユーザー側の事情により平成18年度に給水を全量休止し、平成26年度には再生水利用下水道処理施設の管理運転を休止している。

再生水利用下水道処理施設の機械設備の耐用年数が経過し、将来的な再生水利活用の需要も見込めないため、現在休止している再生水利用下水道事業の廃止決定に伴い、南相馬市工業用水道事業条例から再生水の水質基準及び再生水の料金の規定を削除するもの。

#### 2 施行日 公布の日



<b>議案第 97号</b>	<b>南相馬市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 制定について</b>
----------------	---

**【趣旨】**

平成31年3月に策定した「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、小高病院の一部病床を総合病院に移管するとともに、小高病院を廃止するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 市立病院病床再編の概要**

総合病院が相双医療圏の基幹病院として役割を果たすため、現在提供している医療・病床（230床）を維持・強化しながら、小高病院の一部病床（現在99床のうち70床）を総合病院に移管し、相双医療圏で不足している回復期等の病床機能を新たに追加するもの。

小高病院については、上記のとおり小高病院の一部病床を総合病院に移管することに合わせ、廃止するもの。

変更前	市立総合病院 230床（一般病床170床、特例救急病床10床、 特例リハビリテーション病床50床） 市立小高病院 99床（一般病床 48床、療養病床51床） 計 329床
変更後	市立総合病院 300床（一般病床250床、療養病床50床） 市立小高病院 0床（ 廃 止 ） 計 300床

**2 改正概要**

**（1）南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（第1条関係）**

- ・小高病院の名称、位置、診療科目及び病床数に関する規定の削除（別表第1から別表第3関係）
- ・総合病院の診療科目に関する規定の改正（別表第2関係）
- ・総合病院の病床数に関する規定の改正（別表第3関係）

**（2）関係条例の改正（第2条から第6条関係）**

小高病院に関する規定を削除

- ・南相馬市職員の給与に関する条例
- ・南相馬市病院事業使用料及び手数料条例
- ・南相馬市立病院医師修学資金貸与条例
- ・南相馬市立病院専門医研修資金貸与条例
- ・南相馬市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与条例

**3 施行日 令和元年11月1日**

《決算関係》

- 議案第 98 号 平成 30 年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 99 号 平成 30 年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 100 号 平成 30 年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 101 号 平成 30 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 102 号 平成 30 年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 103 号 平成 30 年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 104 号 平成 30 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 105 号 平成 30 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 106 号 平成 30 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 107 号 平成 30 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 108 号 平成 30 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 109 号 平成 30 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 110 号 平成 30 年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 111 号 平成 30 年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 112 号 平成 30 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

## 《補正予算関係》

議案第 113 号 令和元年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 114 号 令和元年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 115 号 令和元年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 116 号 令和元年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 117 号 令和元年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 118 号 令和元年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 119 号 令和元年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

<b>議案第 120 号 専決処分の報告及びその承認について</b>
------------------------------------

### 【趣旨】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり 1 件の予算を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

### 【専決第 9 号 令和元年度南相馬市一般会計補正予算について 令和元年 7 月 22 日専決】

#### 1 専決処分の理由

令和元年 6 月議会で議決を受けた補正予算「復興賃貸事業所整備事業」について、その財源を国庫支出金に求めているが、事業の繰越に係る国との協議において歳出予算の速やかな繰越設定を求められたこと、また、令和 2 年 8 月に本市で開催されるワールドロボットサミットまでの竣工を目指すために 9 月議会に建築主体工事等の契約議案を提出できるよう事務手続きを進める必要があることから、予算の執行上緊急を要するため、令和元年度南相馬市一般会計補正予算（第 3 号）を 7 月 22 日付けで専決処分したもの。

#### 2 補正内容

繰越明許費の設定 748,256 千円

## 《その他》

### 議案第 121 号 工事請負契約の締結について

#### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

#### 【主要内容】

契約の目的	水路改修（耳谷用水路）工事
施工場所	南相馬市小高区耳谷地内
契約の金額	194,260,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和3年3月12日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区小谷字摩辰46番地の3 豊川建設株式会社

#### 【入札結果】

（消費税別）

入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
豊川建設株式会社	176,600,000円		落札

#### 【予定価格】

予 定 価 格	196,560,100円（消費税を含む。）
落 札 率	98.83%

**議案第 122 号 工事請負契約の締結について**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業（復興）道路改良（1－7号線第2換地区）工事
施工場所	南相馬市鹿島区南柚木字水神下地内外
契約の金額	374,000,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和2年3月17日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

**【入札結果】**

（消費税別）

入 札 者	第1回入札額	第2回入札額	備 考
庄司建設工業株式会社	340,000,000円		落札

**【予定価格】**

予 定 価 格	379,014,900円（消費税を含む。）
落 札 率	98.68%

**議案第 123 号 工事請負契約の締結について****【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業橋梁整備（琵琶橋線）工事
施工場所	南相馬市小高区小高字土手内地内外
契約の金額	271,700,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和 2 年 3 月 1 7 日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町 4 8 番地 株式会社中里工務店

**【入札結果】**

(消費税別)

入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
株式会社中里工務店	247,000,000 円		落札

**【予定価格】**

予 定 価 格	272,879,200円（消費税を含む。）
落 札 率	99.57%

**議案第 124 号 工事請負契約の締結について****【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

契約の目的	復興賃貸事業所整備建築主体工事
施工場所	南相馬市原町区萱浜字巢掛場内
契約の金額	421,850,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和2年6月30日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

**【入札結果】**

(消費税別)

入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
庄司建設工業株式会社	383,500,000円		落札※
ハギハラ株式会社	372,579,000円		

※最低制限価格未満の入札があったため

**【予定価格】**

予 定 価 格	457,915,700円（消費税を含む。）
落 札 率	92.12%

**議案第 125 号 工事請負契約の締結について**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

契約の目的	復興賃貸事業所整備電気設備工事
施工場所	南相馬市原町区萱浜字巢掛場地内
契約の金額	175,758,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和2年6月30日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区南町二丁目78番地 旭電気工事株式会社

**【入札結果】**

(消費税別)

入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
旭電気工事株式会社	159,780,000円		落札※
株式会社青田電気商会	151,300,000円		
株式会社でんきや	133,000,000円		

※最低制限価格未満の入札があったため

**【予定価格】**

予 定 価 格	191,163,500円（消費税を含む。）
落 札 率	91.94%



**議案第 126 号 工事請負契約の締結について****【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

契約の目的	農用地等災害復旧（大井南地区）工事
施工場所	南相馬市小高区大井地内
契約の金額	356,400,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和5年3月10日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店

**【入札結果】**

（消費税別）

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
株式会社中里工務店	324,000,000円		落札

**【予定価格】**

予定価格	358,804,600円（消費税を含む。）
落札率	99.33%

**議案第 127 号 工事請負契約の締結について****【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

契約の目的	農用地等災害復旧（塚原西地区）工事
施工場所	南相馬市小高区塚原地内
契約の金額	726,000,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和5年3月10日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店

**【入札結果】**

（消費税別）

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
株式会社中里工務店	660,000,000円		落札

**【予定価格】**

予定価格	729,788,400円（消費税を含む。）
落札率	99.48%

**議案第 128 号 工事請負契約の締結について****【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

契約の目的	農用地等災害復旧（塚原中央地区）工事
施工場所	南相馬市小高区塚原地内
契約の金額	951,500,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和5年3月10日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店

**【入札結果】**

(消費税別)

入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
株式会社中里工務店	865,000,000円		落札

**【予定価格】**

予 定 価 格	956,439,000円（消費税を含む。）
落 札 率	99.48%

**議案第 129 号 工事請負契約の締結について****【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

契約の目的	農用地等災害復旧（桃内北地区）工事
施工場所	南相馬市小高区耳谷地内外
契約の金額	400,400,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和5年3月10日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社

**【入札結果】**

(消費税別)

入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
東北建設株式会社	364,000,000円		落札

**【予定価格】**

予 定 価 格	406,780,000円（消費税を含む。）
落 札 率	98.43%

## 議案第 130 号 和解について

### 【趣旨】

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償を求めるあっせんの申立てについて和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### 1 和解する相手方

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社

#### 2 事件の概要

平成 23 年度に発生した損害に係る賠償請求のうち、相手方が支払いに合意しない額及び申立てに係る代理人に要する費用を支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介を求め、同センターから和解案の提示があったもの。

#### 3 和解の内容

- (1) 別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばない。
- (2) 相手方は市に対し、損害賠償金 26,300,000 円を支払う。
- (3) 本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。
- (4) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、別途損害賠償請求することを妨げない。

別紙

損害項目		期間	金額
1	血液検査委託費用	自：平成23年4月1日 至：平成24年3月31日	25,533,685円
2	児童クラブ施設用エアコンの購入設置費用		
3	ごみ焼却施設の焼却灰の検査費用		
4	し尿処理施設の汚泥の検査費用		
5	家畜一時飼育施設整備費用		
6	合同就職説明会の案内チラシ印刷費		
7	子供の市外活動のための旅費		
8	一時立入拠点会場運営経費		
9	中学校施設の除染費用		
10	種豚の検査費用		
11	小学校のカーテン設置費用		
12	資料送付の郵送費用		
13	義援金支給のための経費		
14	関係機関との調整及び情報収集活動に要した経費		
15	市民総決起大会開催費用及び、これに伴う要望活動費		
16	小学校施設の除染費用		
17	弁護士費用		766,315円
		合計金額	26,300,000円

## 議案第 131 号 市道路線の認定、変更及び廃止について

### 【趣旨】

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### 1 概要

旧避難指示区域における防災林整備事業、海岸堤防災害復旧事業等に伴い、市道路線の認定、変更及び廃止をするもの。

##### (1) 認定

小高区 1 路線 L = 605.0m

##### (2) 変更

小高区 11 路線 L = △ 1,962.1m

##### (3) 廃止

小高区 16 路線 L = △ 6,976.8m

原町区 3 路線 L = △ 964.2m

計 19 路線 L = △ 7,941.0m

### 【主な内容】

#### ① 小高区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員	
認定路線	戸谷場浜田線	605.0m	5.0m～8.0m	
変更路線	変更前	浦尻・川房線	9,869.8m	6.3m～23.4m
	変更後			
	変更前	沼ノ上・釜ノ上線	734.8m	3.8m～7.1m
	変更後			
	変更前	角部内・村上線	888.7m	3.0m～12.5m
	変更後	前谷地線	215.0m	5.0m～12.5m
	変更前	角部内反田線	201.2m	3.6m～10.0m
	変更後			
	変更前	井田川北新田線	452.3m	3.4m～10.1m
	変更後			
	変更前	井田川水門線	573.5m	3.0m～16.5m
	変更後			
	変更前	浦尻南台線	748.6m	4.7m～6.0m
	変更後	台ノ前広町線	435.0m	5.0m～6.0m

内 容	路 線 名		総延長	幅 員
変更路線	変更前	南新田線	89.6m	10.9m～12.7m
	変更後		477.6m	6.3m～12.7m
	変更前	浜田釜ノ上線	428.7m	7.0m～20.0m
	変更後		354.0m	15.0m～20.0m
	変更前	大井・塚原線	2,390.0m	5.5m～19.0m
	変更後	大井・塚原線	940.0m	5.5m～19.0m
西浜田線		655.0m	5.5m～8.5m	
廃止路線	釜ノ上3号線		174.3m	5.1m～14.0m
	塚原川原田線		2,205.1m	3.0m～26.5m
	村上仲川原線		52.9m	5.3m
	羽和形海岸線		1,145.1m	3.0m～10.8m
	羽和形線		167.2m	4.9m～8.3m
	浦尻・磯坂線		671.5m	4.1m～8.1m
	村上北川線		64.3m	5.4m～7.2m
	角部内貝塚線		39.5m	6.9m
	浦尻町線		46.9m	3.3m～4.2m
	井田川線		353.3m	5.4m
	村上白金橋線		584.8m	3.9m～14.7m
	幾世橋小高線		759.9m	6.3m～16.7m
	前谷地1号線		265.7m	7.3m～8.7m
	前谷地2号線		192.5m	7.1m～7.8m
前谷地3号線		162.9m	5.6m～7.8m	
井田川南新田1号線		90.9m	9.2m	

## ② 原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
廃止路線	堤谷小沢2号線	635.2m	3.0m～10.7m
	小沢1号線	227.3m	4.0m～6.0m
	小沢5号線	101.7m	4.0m～6.4m



## 《 報告 》

### 報告第 1 0 号 平成 3 0 年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について

#### 【趣旨】

平成 3 0 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告するもの。

#### 【主な内容】

##### 1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計)と支出済額(合計)の差
県立特別支援学校整備事業	29 ～ 30	83,860,000 円	81,886,280 円	1,973,720 円
市営陣ヶ崎公園墓地整備事業	29 ～ 30	488,493,000 円	488,490,045 円	2,955 円
ごみ焼却施設基幹的整備改良事業	27 ～ 30	2,133,000,000 円	2,133,000,000 円	0 円
有害鳥獣焼却施設整備事業	29 ～ 30	383,970,000 円	373,202,180 円	10,767,820 円
被災地域農業復興総合支援事業(乾燥調製貯蔵施設)	29 ～ 30	1,998,075,000 円	1,998,074,093 円	907 円
農山村地域復興基盤総合整備事業(小高区)	29 ～ 30	87,083,000 円	87,082,560 円	440 円
小高区商業施設整備事業	29 ～ 30	295,636,000 円	295,482,148 円	153,852 円
特別都市下水路改修事業	28 ～ 30	279,848,000 円	279,847,440 円	560 円
広域消防鹿島分署整備事業	28 ～ 30	665,440,000 円	632,935,276 円	32,504,724 円
下太田工業団地造成事業関連発掘調査事業	29 ～ 30	375,660,000 円	375,308,842 円	351,158 円
過年発生公共災害復旧事業(農地農業用施設)	27 ～ 30	3,157,000,000 円	62,881,488 円	3,094,118,512 円

## 【趣旨】

平成 3 0 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告するもの。

## 【主な内容】

## 1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計)と支出済額(合計)の差
下太田工業用地 造成事業	29 ～ 30	1,022,445,000 円	1,016,951,811 円	5,493,189 円

**報告第12号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

**【趣旨】**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

**【主な内容】**

**1 健全化判断比率**

(単位：%)

区 分	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.59	20.00
連結実質赤字比率	—	17.59	30.00
実質公債費比率	8.3	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

※ 一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「—」と表記

**2 資金不足比率**

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
南相馬市水道事業会計	—	20.00	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市病院事業会計	—	〃	〃
南相馬市下水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	—	〃	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	—	〃	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	—	〃	〃

※ いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記

## 報告第13号 専決処分の報告について

### 【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

### 【専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和元年8月20日専決】

#### 1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市原町区東町三丁目78番地  
公益社団法人南相馬市シルバー人材センター

#### 2 損害賠償の額

22,680円

〔うち保険等により補てんされる額	22,680円〕
〔市が自ら負担する額	0円〕

#### 3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和元年6月17日午後2時20分頃、鹿島区寺内字迎田地内において草刈作業を行っていた際、飛び石により走行中の相手方車両助手席側ガラスを破損させ、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

#### 4 事故の種類 物損事故（人身事故なし）

### 【専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和元年8月22日専決】

#### 1 損害を賠償し和解する相手方

#### 2 損害賠償の額

37,411円

〔うち保険等により補てんされる額	37,411円〕
〔市が自ら負担する額	0円〕

#### 3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和元年6月12日午後2時30分頃、原町区高見町二丁目24番地の7の高見公園において草刈作業を行っていた際、飛び石により近傍に駐車していた相手方車両運転席側ガラスを破損させ、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

#### 4 事故の種類 物損事故（人身事故なし）

**【専決第12号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和元年8月22日専決】**

**1 損害を賠償し和解する相手方**

南相馬市鹿島区江垂字深町5番地の1  
門馬清掃有限会社

**2 損害賠償の額**

0円

**3 損害賠償の理由及び和解の内容**

令和元年5月30日午前10時30分頃、鹿島区大内字宮下地内の十字路交差点を公用車が右折する際、直交する優先道路を右方から走行してきた相手方車両の助手席側後輪フェンダーと公用車助手席側フロントバンパーが衝突し双方が損害を負ったもの。

事故の状況及び車両の運用状況等を勘案して、市及び相手方の損害額を各自負担することとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

**4 事故の種類 物損事故（人身事故なし）**

**【専決第13号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和元年8月22日専決】**

**1 損害を賠償し和解する相手方**

南相馬市原町区高見町一丁目262番地  
南相馬警察署長

**2 損害賠償の額**

118,800円

〔うち保険等により補てんされる額 118,800円〕  
〔市が自ら負担する額 0円〕

**3 損害賠償の理由及び和解の内容**

平成31年4月10日午後2時50分頃、小高区小高字上堀内33番地の県道を公用車で走行中、対向車がセンターライン上を走行していたため、衝突を避けようとハンドルを切った際、公用車前方バンパー左側が信号柱に接触し、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

**4 事故の種類 物損事故（人身事故なし）**